

輸入事後調査による非違事例

(1) 関稅定率法第4条第1項本文(現実支払価格)關係

【POINT-1】

次の事例は、加工賃の追加支払い、遡及値上げによる貨物代金の追加支払い及び売手口銭の別払い、並びに、前払金分を控除したインボイスによる輸入(納税)申告の例です。

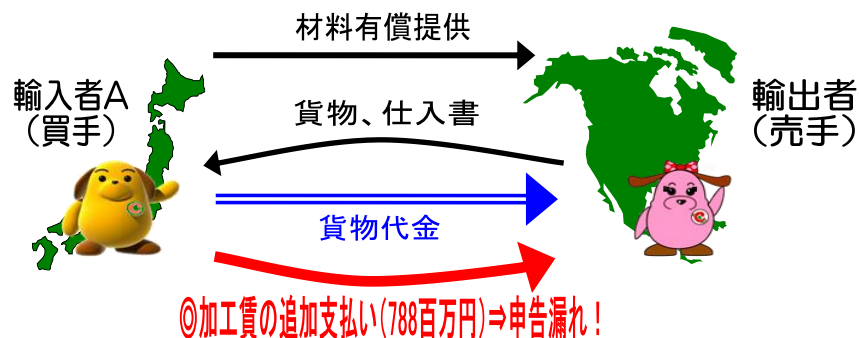
いずれも、関稅定率法第4条第1項の規定により、『輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格』(以下「現実支払価格」という。)に該当し、課税価格に含めて輸入申告することが必要です。

事例1：加工賃の追加支払いによる貨物代金の申告漏れ

輸入者Aは、中国の輸出者にズボンの材料を正規の価格で有償提供し、製品を輸入している。

Aは、輸出者に加工賃を追加支払いしていたが、当該追加支払いに係る加工賃を貨物代金として課税価格に含めて輸入申告していなかった。

不足申告額	788 百万円
追徴税額(関税及び消費税)	117 百万円

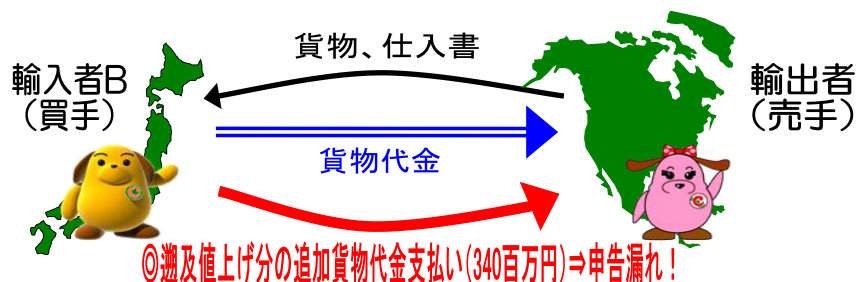


事例2：遡及値上げによる追加貨物代金の申告漏れ

輸入者Bは、米国から缶入りジュースを輸入している。

Bは、米国での果物相場の高騰により、取引の一部について製品単価が遡って引き上げられ、輸出者に追加の貨物代金を支払っていたが、当該追加支払いに係る貨物代金について修正申告をしていなかった。

不足申告額	340 百万円
追徴税額(関税及び消費税)	45 百万円

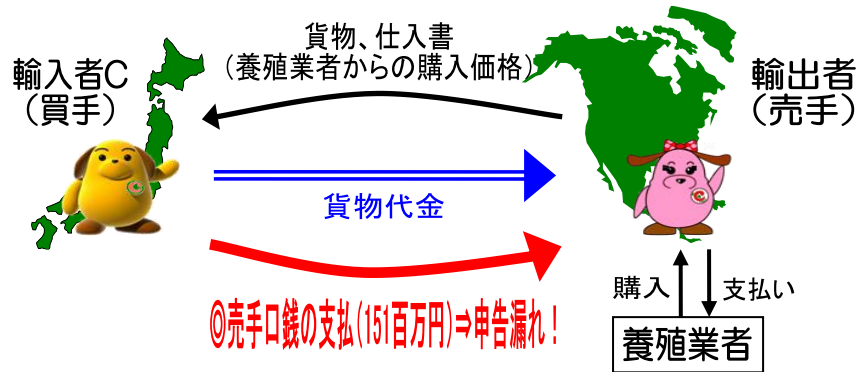


事例3：売手口銭の申告漏れ

輸入者Cは、中国からあさり貝を輸入している。

輸入貨物のインボイス価格は、輸出者が中国の養殖業者から購入した価格で作成され、輸出者(売手)に支払われる口銭を含まない価格により輸入申告していた。

不足申告額 151 百万円
追徴税額(関税及び消費税) 20 百万円

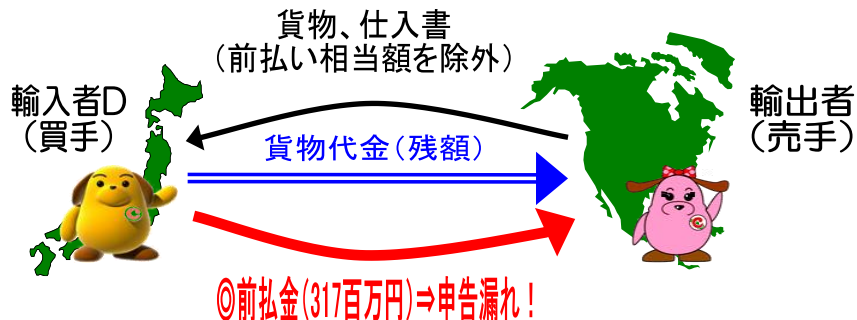


事例4：前払金分を控除したインボイスによる申告

輸入者Dは、米国から水産物を輸入している。

Dは、輸出者に貨物代金の一部を前払いし、当該前払い相当額を除いたインボイス価格で輸入申告していた。

不足申告額 317 百万円
追徴税額(関税及び消費税) 34 百万円



(2) 関税定率法第4条第1項第1号関係

【POINT-2】

次の事例は、運賃等の追加払いの例です。

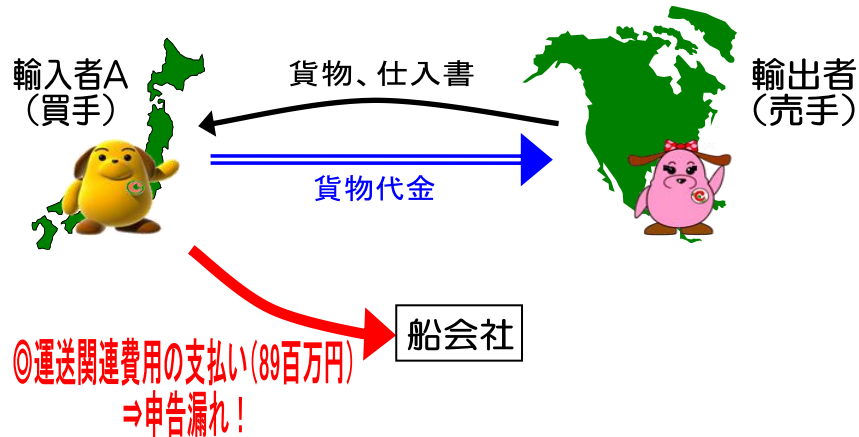
関税定率法第4条第1項では、『輸入貨物の課税価格は、現実支払価格(前記【POINT-1】)に、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格(以下「取引価格」という。)とする。』旨を規定し、その第1号で、『当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料、その他当該運送に関連する費用』と定めており、船会社等に支払われた運賃等は、課税価格に含めて輸入申告することが必要です。

事例：運賃等の追加払い

輸入者Aは、米国の輸出者からトウモロコシを輸入している。

その後、Aは、船会社から運送関連費用の追加請求を受け、当該運送関連費用を支払っていたが、修正申告を行っていなかった。

不足申告額	89 百万円
追徴税額(関税及び消費税)	4 百万円



(3) 関稅定率法第4条第1項第2号關係

【POINT-3】

次の事例は、仲介手数料の例です。

関稅定率法第4条第1項では、『輸入貨物の課稅価格は、現実支払価格(前記【POINT-1】)に、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格(以下「取引価格」という。)とする。』旨を規定し、その第2号で、『当該輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料又は費用のうち次に掲げるもの』として、

- イ 仲介料その他の手数料(買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。)
- ロ 当該輸入貨物の容器(当該輸入貨物の通常の容器と同一の種類及び価値を有するものに限る。)の費用
- ハ 当該輸入貨物の包装に要する費用

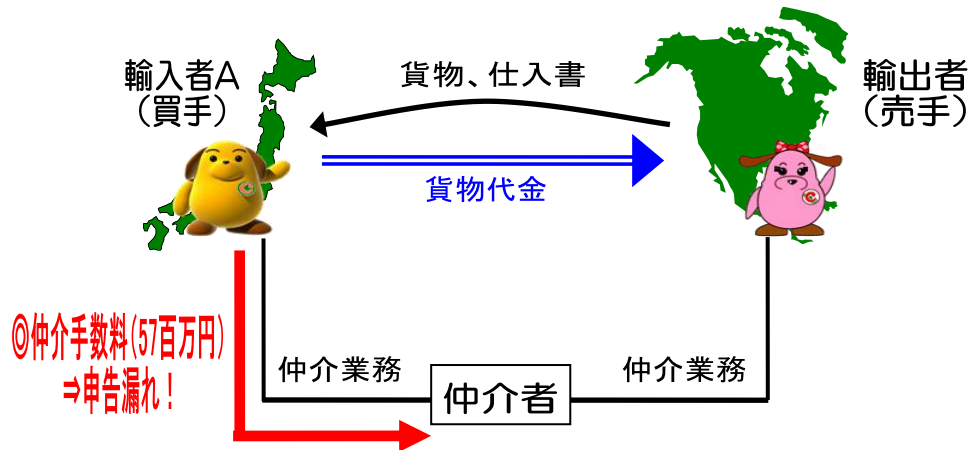
と定めており、これらに該当する費用は、課稅価格に含めて輸入申告することが必要です。

事例：輸入貨物に係る仲介手数料の申告漏れ

輸入者Aは、マレーシアの輸出者から合板を輸入している。

Aは、輸入取引に関し、仲介者に仲介手数料を支払っていたが、当該仲介手数料を課稅価格に含めて輸入申告していなかった。

不足申告額	57 百万円
追徴税額(関税及び消費税)	7 百万円



(4) 関税定率法第4条第1項第3号関係

【POINT-4】

次の事例は、原材料等の無償提供の例です。

関税定率法第4条第1項では、『輸入貨物の課税価格は、現実支払価格(前記【POINT-1】)に、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格(以下「取引価格」という。)とする。』旨を規定し、その第3号で、『当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務のうち次に掲げるものに要する費用』として、

- イ 当該輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの
- ロ 当該輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの
- ハ 当該輸入貨物の生産の過程で消費された物品
- ニ 技術、設計その他当該輸入貨物の生産に関する役務で政令で定めるもの

と定めており、これらに該当する費用は、課税価格に含めて輸入申告することが必要です。

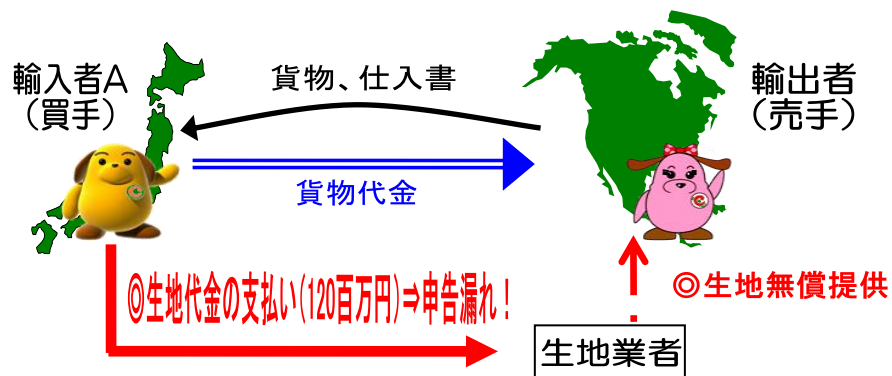
事例1：無償提供した生地費用の申告漏れ

輸入者Aは、中国の輸出者から婦人用衣類を輸入している。

Aは、輸入貨物の製造に使用する生地を中国の生地業者から調達し、輸出者に無償提供していたが、当該生地の無償提供費用を課税価格に含めて輸入申告していなかった。

不足申告額 120 百万円

追徴税額(関税及び消費税) 21 百万円

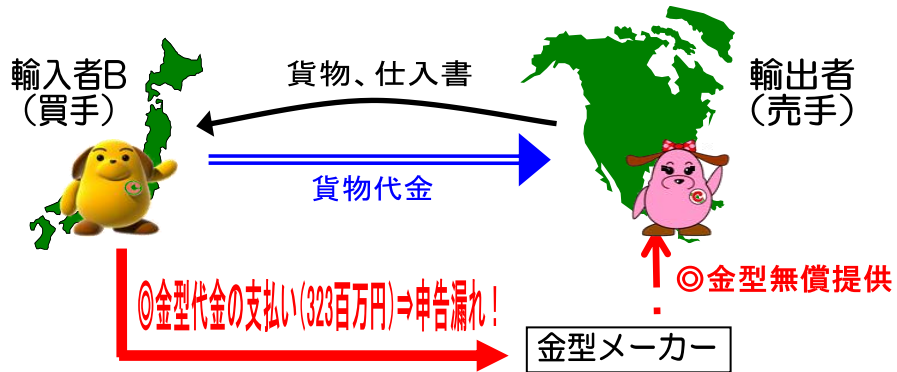


事例2：無償提供した金型費用の申告漏れ

輸入者Bは、中国の輸出者からがん具を輸入している。

Bは、輸入貨物の製造に使用する金型を台湾の金型メーカーから調達し、輸出者に無償提供しているが、当該金型の無償提供費用を課税価格に含めて輸入申告していなかった。

不足申告額	323 百万円
追徴税額(関税及び消費税)	54 百万円

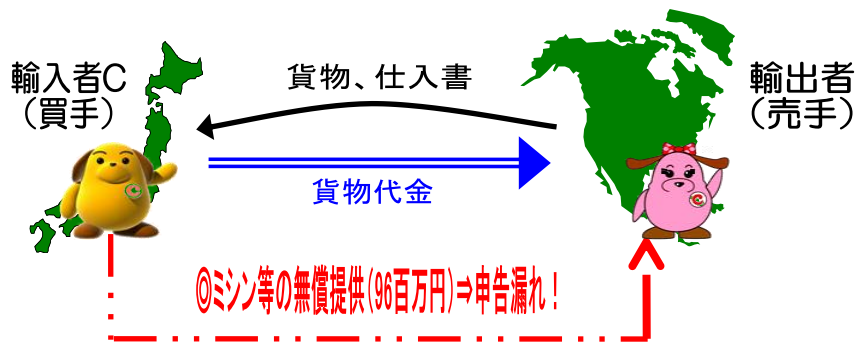


事例3：無償提供した機械費用の申告漏れ

輸入者Cは、ベトナムの輸出者から下着を輸入している。

Cは輸出者に対して、輸入貨物の製造に使用するミシン等の機械を日本から無償で提供していたが、当該ミシン等の無償提供費用を課税価格に含めて輸入申告していなかった。

不足申告額	96 百万円
追徴税額(関税及び消費税)	15 百万円



(5) 関税定率法第4条第1項第4号関係

【POINT-5】

次の事例は、商標使用料等の支払いの例です。

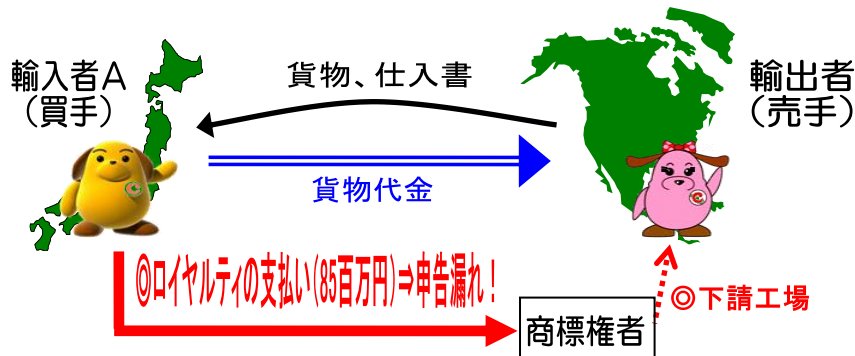
関税定率法第4条第1項では、『輸入貨物の課税価格は、現実支払価格(前記【POINT-1】)に、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格(以下「取引価格」という。)とする。』旨を規定し、その第4号で、『当該輸入貨物に係る特許権、意匠権、商標権その他これらに類するもの(当該輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。)で政令で定めるものの使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの』と規定し、更に関税定率法施行令第1条の5第5項では、『法第4条第1項第4号(課税価格に含まれる特許権等の対価)に規定する政令で定める特許権、意匠権及び商標権に類するものは、実用新案権、著作権及び著作隣接権並びに特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払の対象となるものとする。』と定めており、これらに該当する費用は、課税価格に含めて輸入申告することが必要です。

事例1：輸入貨物に係る商標使用料(ロイヤルティ)の申告漏れ

輸入者Aは、米国のスポーツシューズの商標権者とライセンス契約を締結し、中国の商標権者の下請工場(輸出者)で製造されたスポーツシューズを輸入している。

Aは、輸入に際し、インボイス価格の一定割合を商標使用料として商標権者に支払っていたが、当該商標使用料を課税価格に含めて輸入申告していなかった。

不足申告額	85 百万円
追徴税額(関税及び消費税)	19 百万円

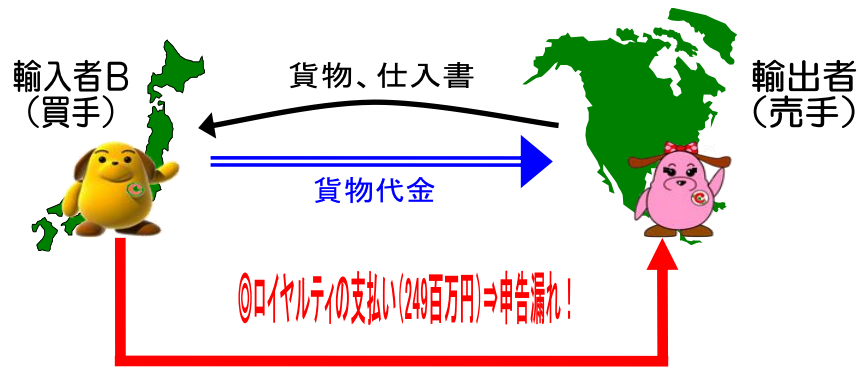


事例2：輸入貨物に係る特許料(ロイヤルティ)の申告漏れ

輸入者Bは、スイスから特許製法により製造された除草剤、農薬等を輸入している。

Bは、輸入に際し、輸入貨物の国内販売額の一部を特許料として輸出者に支払っていたが、当該特許料を課税価格に含めて輸入申告していなかった。

不足申告額	249 百万円
追徴税額(関税及び消費税)	18 百万円



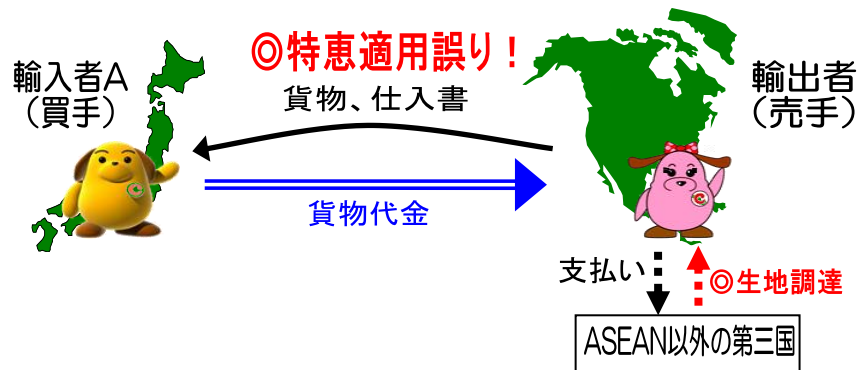
(6) その他、法令・税番等の適用誤り

事例1：日ベトナム EPA 協定税率の適用誤り

輸入者Aは、ベトナムの輸出者から手袋を輸入している。その際、手袋をベトナムの原産品として輸入申告し、日ベトナム EPA 協定税率の適用を受け、通常よりも低い関税率で通関していた。

しかしながら、生地は輸出者が ASEAN 以外の第三国から調達していたものであり、日ベトナム EPA 協定税率の適用を受けることはできないものであった。

この非違による関税及び消費税の追徴税額は、19 百万円であった。



事例2：適用税番の誤り

輸入者Bは、台湾から婦人用の靴を輸入している。

ある特定の商品について、「甲が合皮製の靴」として、関税率表番号を 6402・99-010(関税率 8%)で申告していたが、実際には「甲が革製の靴」であり、正しい関税率表番号は 6403・99-016(関税率 30% または¥4,300/足のうちいずれか高い税率)であった。

この非違による関税及び消費税の追徴税額は、2 百万円であった。

事例 3 : 委託販売契約貨物の輸入

輸入者Cは、メキシコから生鮮マグロを輸入している。

Cは、輸出者と委託販売契約を締結し、輸入貨物の国内販売価格から輸入通関費用、市場手数料等を差し引いた金額を輸出者に送金していたが、送金金額確定前の仮インボイスにより輸入申告していた。

不足申告額	486 百万円
追徴税額(関税・消費税)	36 百万円

【POINT 6】委託販売契約貨物の課税価格の決定方法

輸入取引(輸入売買)によらないで輸入される貨物(無償貨物、賃貸借貨物、委託販売契約貨物など)は、関税定率法第4条第1項の規定により課税価格を決定することはできませんので、関税定率法第4条の2以下の規定により決定することになります。